明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第二千百一号（コートジボワールに係る制裁措置等の期限延長等に関する決議）に関する件（外務二四五）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院年次報告（業務状況報告）（内閣）　三
国家試験
平成二十五年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）公告（人事院）　六九
平成二十五年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告（同）　七〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七二
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十四年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書、税理士登録者、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　九九
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一〇四
会社その他
会社決算公告　一〇五
一〇六

告示

○外務省告示第二百四十五号

平成二十五年四月二十五日、国際連合安全保障理事会において、コートジボワール情勢に関し、制裁措置等の期限を延長すること等を決定する次の決議が採択された。

平成二十五年七月十六日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

二千十三年四月二十五日、国際連合安全保障理事会がその第六千九百五十三回会合において採択した決議第二千百一号（二千十三年）

安全保障理事会は、

コートジボワールにおける情勢に関する従前の決議及び議長声明、特に決議第千八百八十号（二千九年）、第千八百九十三号（二千九年）、第千九百十一号（二千十年）、第千九百三十三号（二千十年）、第千九百四十六号（二千十年）、第千九百六十二号（二千十年）、第千九百七十五号（二千十一年）、第千九百八十号（二千十一年）、第二千号（二千十一年）、第二千四十五号（二千十二年）及び第二千六十二号（二千十二年）を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全及び統一に対する同理事会の強い支持を再確認し、また、善隣、不干渉及び地域協力の原則の重要性を想起し、

国連事務総長の二千十二年三月二十九日の特別報告書（S／二〇一二／一八六）並びに国際連合専門家グループの二千十二年の中間報告書（S／二〇一二／七六六）及び二千十三年の最終報告書（S／二〇一三／二二八）を歓迎し、

決議第千五百七十二号（二千四年）、第千六百四十三号（二千五年）、第千九百七十五号（二千十一年）及び第千九百八十号（二千十一年）により課された措置が、コートジボワールにおける安定に継続して貢献していることを認識し、DDR及びSSR、国民和解並びに不処罰との戦いとの関係で達成された進展に従い、残る措置の全部又は一部を更に修正又は解除する可能性も視野に、これらの措置がコートジボワールの和平プロセスを支援することを目的とするものであることを強調し、

安定化への回帰、目前の治安上の課題への対処、経済回復の前進並びに国際的及び地域的協力の強化に関してコートジボワールが過去数か月間に達成した着実な進展、特にガーナ及びリベリア各政府との協力が強化されたことを歓迎し、

最近の六つの地区で議会選挙が行われ、また全国の市町村で選挙が行われる等、ワガドゥグ合意に起源を持つ選挙サイクルが完了したことを歓迎し、政治的空間が引き続き公開され透明であることを確保すべく、政府及び野党に対し、政治的和解と選挙改革の実現に向けて積極的かつ協力的に行動するよう奨励し、

和解プロセスの進展が遅いことに懸念を表明し、同時に対話と協議を通じて国民和解を促進し、平和を定着させようとする全てのコートジボワール人による努力を認識し、対話・真実及び和解委員会に対して、その任期が終了する二千十三年九月三十日までに作業を終了し具体的な成果を作り出すよう奨励し、

未解決の課題である治安部門改革（SSR）及び武装解除・動員解除・再統合（DDR）、並びに武器の流通が、同国の安定化に対する重大な危険であり続けていることに対する懸念を維持し、この方向における肯定的な措置、特に国家安全保障理事会による治安部門改革戦略の支持及びDDRに関する単一の当局の設置を歓迎し、

コートジボワール政府がその治安部隊、特に警察と憲兵隊を警備用の標準的な武器及び弾薬で装備し訓練する緊急の必要性を改めて表明し、

コートジボワール政府が同国内の全ての市民の安全に対する脅威に対して均衡性のある対応が可能であることの重要性を再度強調し、コートジボワール政府に対し、その治安部隊が人権及び適用可能な国際法の擁護を引き続き約束することを確保するよう要請し、